

○ 財務省告示第9号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第6条第11項の規定に基づき、令和5年12月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和6年1月12日

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 名称及び記号 | 利付国庫債券（2年）（第454回） |
| 2 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項 |
| 3 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5 発行額 | 額面金額で1,155,300,000円 |
| 6 払込金額 | 1,155,993,180円 |
| 7 最低額面金額 | 50,000円 |
| 8 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9 発行日 | 令和5年12月11日 |
| 10 発行価格 | 額面金額100円につき100円6銭 |
| 11 利率 | 年0.1% |
| 12 経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 |
| | $\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{40}{365}$ |
| 13 初期利子 | 令和6年5月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たると |

きは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 15 号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 14 第 2 期以後の利子 | 毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。 |
| 15 償還期限 | 令和 7 年 11 月 1 日 |
| 16 償還金額 | 額面金額 100 円につき 100 円 |
| 17 元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18 払込期日 | 令和 5 年 12 月 11 日 |